見本

つながる保育原理

【シリーズ知のゆりかご】

井上孝之　小原敏郎　三浦主博　編

…イメージを学びの翼に…

みらい

見本

はじめに

本書は、2018（平成 30）年に施行される新しい「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に対応し、保育原理で学ぶべき保育の意義及び目的、保育に関連する法令や制度、保育の思想や歴史などについてわかりやすく理解できる内容となっています。

近年、乳幼児期の保育・教育の重要性が以前より盛んに論じられています。その背景には、生涯発達における乳幼児期の重要性を実証する研究成果の発表や、意欲や創造性といった非認知能力への関心があります。一方、国内では、少子化や都市化の進行にともなう家族や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。

このように変化が激しい時代だからこそ、保育の基礎・基本を学ぶ保育原理が大切といえます。なぜなら、何事も“根っこ”である基礎がしっかりしていないと、それ以上の発展は望めないからです。本書を通して読者にはまず、保育の“根っこ”を学んでほしいと考えています。さらにもう一つ大切なこととして、学ぶ仲間と話し合ったり、自分と子どもや保護者との関わりを思い浮かべたりするなど、他者との“つながり”を意識して学びを深めてほしいと考えています。保育と同じく、一人一人の学びの芽が育つためには、他者との共育（共に育てる、育ち合う）が必要不可欠だからです。

さて、本書には学びを支えるための次のような工夫がなされています。本書の構成は、まず各章の始めに、各自の興味・関心を引き出す導入として「エクササイズ」や学びの「ロードマップ」「キーワード」を示しています。本文は、初めて保育の専門知識を学ぶ者にも理解しやすいようにわかりやすい記述に努め、図・表やイラスト、写真といった視覚的な素材を多く提示しています。さらに各章の最後には、グループディスカッションやプレゼンテーションといったアクティブ・ラーニングを促す「演習課題」が用意されています。

本書を通した学びが、各自の保育の基礎を育てるとともに、他者とのつながりを意識できる一助となればうれしく思います。最後に本書の発刊にあたり、編集や校正等において多大なるご尽力をいただいた株式会社みらいの米山拓矢氏に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

平成 30 年 1 月

編者

見本

目　次

本書の構成の特徴

保育士養成課程のカリキュラムに準じつつ、保育の基本がなるべく具体的に伝わるように図やエピソードを盛り込みました。

はじめに

本書の使い方

プロローグ　ーかけがえのない乳幼児期ー　14

第１章　「保育の原理」とつながる ー保育の根っこにあるものー…… 16

第１節　保育は愛情あふれる営み　18

1．すべての児童には愛される権利がある　18

2．児童の最善の利益を考慮した保育　20

第２節　保育とはなにか　21

1．保育の理念と概念　21

2．保育所の目的　23

第３節　これからの保育　25

●演習課題「保育の原理について理解を深めよう」　27

コラム●ホイクのツボ①　保育に関する法令　28

第２章　「子どもの育ち」とつながる ー子どもとは？　発達とは？ー…… 30

第１節　一人一人の特性に応じた保育　32

1．生涯発達という視点　32

2．発達の個人差と要因　32

3．発達の個人差と保育　33

第２節　発達の原理　34

1．発達の方向性　34

2．発達の順序性　35

3．発達過程　36

第３節　子どもの姿にみられる発達　36

1．タブラ・ラサ？　36

2．赤ちゃんの有能さ　37

3．新生児模倣　38

4．視覚的断崖と社会的参照　38

見本

第４節　愛着（アタッチメント）を築くために　39

1．愛着（アタッチメント）とは　39

2．愛着の形成　40

3．愛着のタイプ　40

4．愛着と保育　41

5．発達の最近接領域と足場かけ　42

●演習課題「子どもの育ちや愛着（アタッチメント）について理解を深めよう」　42

第３章　「保育の行われている場所」とつながる
ー保育施設をめぐるしくみー……　44

第１節　子どもの育ちとともにある主な保育施設　46

第２節　主な保育施設の種類ー施設型保育　46

1．保育所　46

2．幼稚園　49

3．認定こども園　50

第３節　地域型保育とは　52

●演習課題「あなたの通っていた園を思い出してみよう」　53

第４章　「保育の基本」とつながる
ー保育所保育指針等をもとにー……　54

第１節　保育所保育指針の制度的位置づけ　56

1．　保育のガイドラインとしての保育所保育指針　56

2．保育所保育指針の構成とつながり　57

3．「ねらい」と「内容」　58

第２節　生活と遊びを通して行う保育所保育　60

1．養護と教育の一体性　60

2．環境を通じた保育　62

●演習課題「保育所保育に関する基本原則について理解を深めよう」　64

第５章　「保育のねらいと内容と方法」とつながる①
ー乳児と１・２歳児ー……　66

第１節　３歳未満児の保育をめぐる現状　68

1．　待機児童は３歳未満児の保育の問題　68

見本

2．子どもの最善の利益のために　68

第２節　「領域」と「視点」、「ねらい」と「内容」　69

第３節　乳児（０歳児）の保育のねらい　71

第４節　１歳以上３歳未満児の保育のねらい　72

第５節　３歳未満児の保育で大切にすること　73

●演習課題「担当制保育について考えてみよう」　76

第６章　「保育のねらいと内容と方法」とつながる②
－３歳以上児－…… 78

第１節　３歳以上児の保育をめぐる状況　80

1．３歳以上児保育のこれまで　80

2．３歳以上児の保育内容の共通化　80

3．保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ　81

4．３歳以上児保育のこれから　81

第２節　３歳以上児の保育のねらいと内容　83

1．ねらい及び内容の要点　83

2．幼児教育の方法（資質・能力はどのように育つのか）　85

3．幼児教育における子どもの見方・考え方　85

第３節　エピソードを通して考える　86

1．「とい遊びのなかで、さまざまなことを試そうとする姿から」（４歳児、９月）　86

2．エピソード考察のまとめ　89

●演習課題「エピソードを振り返って考えてみよう」　90

コラム●ホイクのツボ②　保育とは「子どもと保育者との人間関係」です　91

第７章　「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とつながる
－小学校との接続－…… 92

第１節　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　94

1．子どもの発達と学びの連続性　94

2．「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と「幼稚園教育において育みたい資質・能力」　96

3．「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のとらえ方　97

第２節　幼保こ小の接続と保育者　99

1．幼保こ小接続の視点　99

2．保育者の視点から見た幼保こ小接続　101

●演習課題「自分自身の卒園と入学を振り返ってみましょう」　102

見本

第８章　「保育の計画」とつながる
ー教育課程・全体的な計画とカリキュラム・マネジメントー … 104

第１節　保育における計画とは　106

1．教育課程・全体的な計画　106

2．指導計画　107

3．「長期の計画」と「短期の計画」　108

4．指導計画作成の方法　109

5．一人一人を大切にする保育のために　112

第２節　保育における PDCA サイクル　113

1．PDCA サイクルとは　113

2．PDCA サイクルの重要性と保育記録の活用　114

第３節　保育におけるカリキュラム・マネジメント　115

1．カリキュラム・マネジメントとは　115

2．保育の振り返りに役立つ記録　116

●演習課題「保育の計画の意義と、評価・反省・改善への道筋を整理してみよう」　117

第９章　「保育の専門家への道」とつながる
ーこれからの保育者論ー…… 118

第１節　保育者に求められる専門性　120

1．保育者の専門性とは　120

2．専門性向上の基本となる「持続性」と「関係性」　121

3．求められる倫理観とは　122

第２節　保育者のキャリアパスの明確化と保育の質向上のために　124

1．保育者のキャリアパス　124

2．保育の質向上のための取り組み　125

第３節　研修の必要性と求められる資質　127

1．研修の必要性　127

2．これからの園や保育者に求められる「レジリエンス」　128

●演習課題「保育者を目指すにあたって、どのような学びが必要かを考えてみよう」　128

見本

第10章　「子育て支援」とつながる ー保護者と地域とのコミュニケーションー… 130

第1節　子育てをめぐる家庭と社会の状況　132

1．少子化と待機児童の問題　132

2．児童虐待と子どもの貧困の問題　134

第2節　保育における子育て支援　138

1．「1 保育所における子育て支援に関する基本的事項」について　138

2．「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」について　139

3．「3 地域の保護者等に対する子育て支援」について　141

●演習課題「子育て支援について理解を深めよう」　143

第11章　「海外の保育思想と歴史」とつながる …… 144

第1節　海外の保育思想と歴史を学ぶ意義　146

第2節　西洋における古代から中世までの教育　146

1．古代ギリシャ、ローマの教育　146

2．中世ヨーロッパの教育　147

第3節　近代ヨーロッパにおける保育・教育思想　148

1．中世の終わり（ルネサンスの始まり）から近代へ　148

2．近代ヨーロッパにおける保育思想と実践　150

第4節　現代の保育・教育思想　153

第5節　海外の保育思想や歴史と意識的につながること　155

●演習課題「海外の保育・教育思想について理解を深めよう」　155

コラム●ホイクのツボ③　海外の保育思想と歴史のつながり　157

第12章　「日本の保育思想と歴史」とつながる …… 158

第1節　古代から江戸時代までの日本の保育観　160

1．誕生を祝う行事の移り変わり　160

2．子どもを慈しむ思想は昔からありました　160

第2節　江戸時代から明治維新までの日本の保育観　161

1．江戸時代はどんな時代だったのでしょうか？　161

2．江戸時代に生まれた子どもに関する思想は？　161

3．江戸時代の学びの場は？　162

4．海外からの刺激を受けて　162

見本

第３節　明治時代から昭和 20 年（終戦）までの保育　163

1．近代保育・教育思想のはじまり　163

2．東京女子師範学校附属幼稚園の誕生　163

3．子守学校、貧民幼稚園の誕生　165

4．幼児教育の進展の時期　165

5．長い戦争の時代に入って…　166

第４節　昭和 20 年8月 15 日から　166

●演習課題「日本の保育思想の流れを振り返ってみよう」　167

コラム●ホイクのツボ④　制服はなんのためにあるの？　169

第13章　「保育の現状と課題」とつながる ……　170

第１節　世界の保育の現状と課題　172

1．世界における保育　172

2．保育の質の向上　176

3．注目されている保育実践　180

第２節　日本における保育の現状と課題　181

1．子ども・子育て支援新制度　181

2．近年の子ども・保育関連法令の改正　183

3．子ども・保育に関連する日本の課題　184

●演習課題「保育の現状や動向について理解を深めよう」　188

索引　190

見本

第1章

「保育の原理」とつながる
―保育の根っこにあるもの―

エクササイズ　自由にイメージしてみてください

あなたが思い描く理想の保育者はどのようなイメージですか？　反対に悪い保育者のイメージは？

見本

学びのロードマップ

- 第１節　保育は愛にあふれた営みです。心のこもった先輩たちのメッセージにふれてみましょう。
- 第２節　保育とは何か？　その定義を考えます。
- 第３節　これからの保育に求められているものを解説します。

この章のなるほどキーワード

■**「児童の最善の利益」**…1989（平成元）年に国際連合で採択された「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」の基本原則です。子どもと関わる時、何がもっともその子どもにとって最善となるかを考えて援助することが求められます。

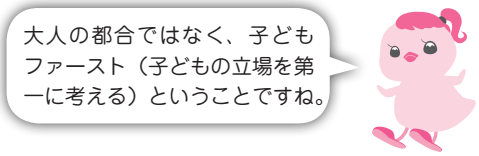

見本

第１節　保育は愛情あふれる営み

1．すべての児童には愛される権利がある

（1）保育原理を学ぶということ

みなさんは幼い子どもが好きですか？それとも嫌いですか？　保育者を目指そうとする人は、幼い子どものことが大好きで、一緒にいることがうれしくてとても楽しく感じられるようです。しかし、それほど子どものことは好きではないけれど、子どもに関する仕事に就きたいと考え、保育の学びをしている人がいるかもしれません。

私たちの考え方は、その人の育った環境や出来事、出会った人々によって、一人一人異なっています。それは当たり前のことです。保育を学ぼうとするみなさんも、学ぶ理由は一人一人違っているでしょう。これから保育を学ぶことによって、子どものことがもっと好きになったり、嫌いになったりするかもしれません。“決心は生き物”です。「保育者になろう！」と決心しても、これからの人生で、心を大きく動かされるような出来事があれば、保育者以外の道を進もうと、気持ちが変わるかもしれません。

しかし、保育者ではない道に進んだとしても、保育原理は決して無駄な学びではありません。なぜなら、みなさんに子どもができれば、みなさんは親になるのです。その時には、保育原理を学んでよかったと思うことでしょう。もし、みなさんが親にならないとしても、子どものことを学んだ専門家として、近くで子育てに悩む人々にアドバイスをしたり、子どもや子育てに理解のある隣人として子育ての社会化に貢献してくれることでしょう。

（2）愛にあふれた保育者になるために

保育者になるためには、さまざまな学びを修める必要があります。いわゆる養成校（大学・短大・専門学校等）に入学し、講義や演習、実習の単位をすべて修得して無事卒業すれば、保育の専門家としての「保育士証」や「幼稚園教諭免許状」を取得することができます。また、一定の条件が整えば、都道府県で実施している保育士試験を個人で受験して保育士資格を取得することも可能です。

保育に必要な学びには、時代が変わっても変わらないもの（不易）と時代とともに変わるもの（流行）があります。私たちの生活は日々変化しています。子どもがたくさん産まれた時代はベビーブームと言われ、子どもの産まれる数が少なくなると少子化と言われます。生まれる数よりもなくなる数の方が多くなればそれは人口減少と言われます。現在は、人口減少社会です。私た

見本

ちがかつて経験したことのない社会です。これまでの経験知や価値観では対応できないこともあるでしょう。より良い保育を行うためには、現在の保育がどのような経緯をたどってきたのか、これからの課題は何かなど、多くの基礎的な内容を総合的・体系的に学習する必要があります。

現在の必要な科目名と内容は次の通りです[＊1]。

＊1
2018（平成30）年4月現在。2019（平成31）年度からは、科目名や履修内容の変更が予定されています。

○保育の本質・目的に関する科目	○保育の対象の理解に関する科目
○保育の内容・方法に関する科目	○保育の表現技術
○保育実習	○総合演習

それらの学びを終えて、最後の保育実習に臨んだ実習生の日誌からコメントを紹介しましょう[1)]（下線は筆者）。

実習生の日誌より

実習を通して、保育者が子どもの成長に関わる大きな存在であること、そして子どもの命を預かるという責任を担っていることを実感した。これは実習させていただかなかったらわからなかった学びである。また、実習中には子どもたちと関われば関わるほどその子のことが愛おしくなり、大切に想う気持ちが大きくなっていた。一人一人を知っていくことで、その子に合わせたかかわり方も変わっていくことがわかり、保育者には子どもに合わせたかかわりを行っていくための支援の柔軟性が求められるのだと感じた。（佐藤千花）

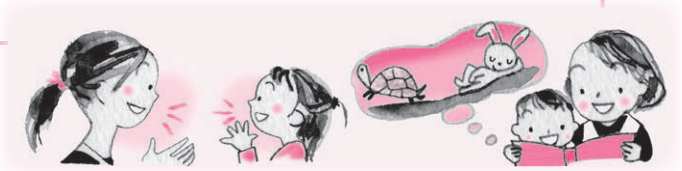

実習生の日誌より

子どもに多くのことを教えるという姿勢よりも、子どもと同じ視座に立ち、ともに学び合うという姿勢で保育に臨みたい。そして、子どもと同じものを見て、ともに悲しみ、喜び、感動し合い、子どもにも保護者にも愛情をたっぷりと注ぐことができる保育者になりたい。（高橋春香）

佐藤千花さんは、子どもと関わることでその子どもが愛おしく思えるようになり、命を預かる保育士の責任感を感じるようになりました。また、高橋春香さんは、子どもに対し、先生として教え込むのではなく、幼くても人として同じ立場でともに学び合い、愛情をたっぷりと注げる保育者になる決意をしています。これらは保育の学びをしっかりと修めたあらわれでしょう。

見本

レッツトライ　演習課題

●本章で学んだ「保育の原理」について理解を深めよう。

ホップ　保育所保育指針にある「保育所保育に関する基本原則」をあなたなりに理解した図であらわしてみよう。

ステップ　ホップで描いた図をもとに、グループでそれぞれの図の良さや改善点を話し合ってみよう。

ジャンプ　振り返りの意味を込めて、話し合ったことを文章にしてみよう。

【引用文献】
1）岩手県立大学社会福祉学部「児童福祉実習Ⅲ 実習報告会資料」2017年
2）社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育士会・保育の言語化等検討特別委員会『養護と教育が一体となった保育の言語化』2016年
3）井上孝之ら編『子どもと共に学びあう　演習・保育内容総論』みらい　2014年
4）保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～（検討の整理）」2017年

見本

コラム ホイクのツボ①

保育に関する法令

保育所、幼稚園、認定こども園はどのような法的な体系のなかに位置づけられているのか、保育に関する諸法令についてみていきましょう。

まず、わが国における保育や教育をはじめとする法律の基底になっているのが、**日本国憲法**です。一例を挙げると、第 25 条では社会福祉や社会保障について、第 26 条では教育を受ける権利と義務について明記されています。また、国連による**児童の権利に関する条約**をわが国でも締結しており、子どもの権利に関して立法や行政等の措置を講じています。特に第 3 条の「児童の最善の利益」は、保育における基本的でかつ重要な理念として、児童福祉法や保育所保育指針等にも明記されています（1 章 p.20、9 章 p.122 参照）。

●保育所

保育所は、**社会福祉法**第 2 条で規定する第 2 種社会福祉事業、**児童福祉法**の第 7 条で規定される児童福祉施設の一つです。児童福祉法の下位の法令として、政令（内閣が制定する命令）である**児童福祉法施行令**と、厚生労働省令の省令の**児童福祉法施行規則**があり、児童福祉に関する規定と認可、届出、指定などに関して規定されています。児童福祉法第 45 条に基づき制定されている厚生労働省令に**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**があり、保育所についての設備の基準、職員、保育時間などが示されています。この基準の第 35 条に基づき、保育所の保育内容として、厚生労働大臣により**保育所保育指針**が告示されています（4 章を参照）。

●幼稚園

幼稚園は、**教育基本法**の理念を受け制定されている**学校教育法**第 1 条に定められている学校の一つです。学校教育法には下位の法令として、政令の**学校教育法施行令**と、文部科学省の省令の**学校教育法施行規則**があり、学校教育に関する規定と認可、届出、指定などに関する規定などが定められています。学校教育法第 3 条に基づき制定されている文部科学省令に**学校設置基準**があり、幼稚園についての学級編成や教職員、施設及び設備が示されています。学校教育法施行規則第 38 条に基づき、幼稚園の教育課程および保育の内容については、文部科学大臣により**幼稚園教育要領**が告示されています。

●認定こども園

認定こども園は、**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）**に基づき設置されています。特に幼保連携型認定こども園については、内閣府・文部科学省・厚生労働省の省令である**幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準**により定められており、教育課程および教育・保育内容等については、認定こども園法第 9 条に基づき、3 省の主務大臣により**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**が告示されています（保育の制度については 3 章を参照）。

見本

日本国憲法と子どもの権利条約と指針・要領がきれいにつながっていますね！

表　保育に関連する諸法令

日本国憲法：日本の現行憲法であり、いずれの法令もここにのっとって定められている。

児童の権利に関する条約：国連による子どもの権利（子どもの最善の利益等）を定めている条約。子どもに関する法令はここにのっとって定められている。

保育所	認定こども園（保育所型／幼保連携型／幼稚園型）	幼稚園
社会福祉法：社会福祉について規定している法律である。		**教育基本法**：①教育についての原則を規定している法律である。②日本国憲法の精神にのっとり、日本の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため制定された法律である。
児童福祉法：児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律である。社会福祉六法の一つ。	**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律**：小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とし、認定こども園の設置における、学校教育法や児童福祉法の特例について規定している。	**学校教育法**：①学校教育制度の根幹を定める法律である。②日本国憲法、教育基本法の理念を受けて、学校制度の基準を定めた法律である。
児童福祉法施行令：児童福祉法に基づき定められた政令であり、児童福祉に関する規定と認可、届出、指定などに関する規定を主に行う。		**学校教育法施行令**：学校教育法に基づき定められた政令であり、義務教育に関する規定と認可、届出、指定に関する規定を主に行う。
児童福祉法施行規則：児童福祉法、児童福祉法施行令の下位法として定められた厚生労働省が所管する省令である。		**学校教育法施行規則**：学校教育法、学校教育法施行令に定められた文部科学省が所管する省令である。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：児童福祉法第45条の規定に基づき、厚生労働省が定めた児童福祉施設を設置するために必要な最低の基準である。	＊ ／ **幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営帰還する基準**：幼保連携型認定こども園について定めた基準である。 ／ ＊	**幼稚園設置基準**：学校教育法第3条の規定に基づき、文部科学省が定めた幼稚園を設置するために必要な最低の基準である。
保育所保育指針：厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営事項を定めたもの。	**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**：内閣府・文部科学省・厚生労働省が幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。	**幼稚園教育要領**：文部科学省が告示する幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準を定めたもの。

＊就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準：幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園について定めた基準である。

出典：佐伯一弥ほか『Workで学ぶ保育原理』わかば社　2015年　p17を一部改変